

【A 就労証明書 記載要領（簡易版）】

事業所代表者様

この証明書は、こども園等の利用に当たり、児童の家庭状況を把握するためのものです。必要な箇所への記入をお願いいたします。入園申込の場合は、入園日以降の状況で保育の必要性を判断するため、**入園予定日時点の状況**を記載してください。

保護者の方へ

- ・申立書に虚偽の内容があった場合には、年度の途中での退園となります。
- ・就労等実態調査を随時行いますので、調査への御理解と御協力をお願いします。必要に応じて、収入明細等の提出を求められることがありますので、関係書類の保管をお願いいたします。
- ・「就労予定」の場合は、就労後に再提出をお願いいたします。
- ・証明した内容に変更が生じた場合は、すみやかに園へ連絡してください。
- ・就労証明書を提出する際の書類の有効期限は証明日が半年以内のものに限りです。また、提出日時点で雇用期限等、内容に変更がないものを有効とします。
- ・プライバシーに関する事項が記載されていますので、必要な方は添付書類を含め、封筒に入れるなどして提出してください。
- ・適正管理のために、記載内容について、事業所に確認する場合があります。押印の必要はありませんが、事業所が記入した場合その内容を保護者自身で訂正することはできません。
- ・記入された内容は、入園基準の要件を確認する以外には使用いたしません。

記載時の注意点

〈事業所記載内容について〉

No.1 からNo.18 の記載については、必ず事業所（自営業者については保護者自身）が記載すること。内容を訂正する場合は必ず二重線で消すこと。訂正印は不要。修正テープ等の利用は不可。

No.3 雇用（予定）期間等

就労者との雇用契約期間の無期・有期を選択する。無期の場合は雇用開始日のみ、有期の場合はその期間を記載する。

No.4 本人就労先事業所

就労者が実際に就労する勤務地等の情報を記載する。勤務地等が決定していない場合は「未定」と記載し、勤務先が決まり次第、就労証明書を再提出する。

No.6・12 就労時間に関すること

保育要件は60時間以上／月

実際に就労した時間（実績）ではなく、雇用契約に基づく就労時間を記載する（残業時間を除く）。

育児のための短時間勤務制度を利用する場合は、その就労時間が保育要件を満たしていること。

入園申込の場合は、入園日以降の状況で保育の必要性を判断するため、入園日時点での就労状況を記載する。

No.8～11 産前産後休業・育児休業・産休・育休以外の休業、復職（予定）年月日 について

産前産後・育児休業等を取得（予定）している、復職（予定）日がある場合は記載する。

No.15 入所内定時育休短縮可否

育児休業の終了予定日よりも前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し復職することについて、事業所として「□可」か「□否」にチェック（レ点記入）してください。

可の場合、入園が決まり次第、復職（予定）日を決定した就労証明書を再提出する。

No.18 備考欄について

特筆すべき事項を記載する。なお、育児休業の終期・復職（予定）日等、証明発行事業者が市に特に配慮を求めるものについても記載する。

〈保護者記載欄について〉

兄弟児の場合は、保護者記載欄に連名で記載（兄弟児が同一園の場合、複数枚の提出は不要）。ただし、入園申込みの際に在園児と新入園希望児がいる場合、在園児は園へ、新入園希望児は保育課へそれぞれ証明書を提出する。（コピー可）

〈添付書類について〉

No.5 雇用の形態が自営業主・自営業専従者に該当する場合、添付書類の有無に関わらず新規申込は可能。ただし、必要に応じて就労実態を確認する書類を依頼する場合あり。

なお、新規入園申込の場合、以下の書類を添付すると入園調整時の優先度が上がる。

また、翌年度の継続在園用に就労証明書を提出する場合は、添付書類の提出が必要。

【令和8年5月入園以前の入園申込みをする場合（申込時期：令和8年3月以前）】

事業形態	開業日	添付書類 ※	
		業種：農業・林業以外	業種：農業・林業
個人事業主	R6年12月31日以前	R6年分確定申告書	R6年分確定申告書と農地基本台帳
	R7年1月1日以降	開業届	開業届と農地基本台帳
法人	R6年12月31日以前	R6年分源泉徴収票	R6年分源泉徴収票と農地基本台帳
	R7年1月1日以降	法人設立届	法人設立届と農地基本台帳

【令和8年6月入園以降の入園申込みをする場合（申込時期：令和8年4月以降）】

事業形態	開業日	添付書類 ※	
		業種：農業・林業以外	業種：農業・林業
個人事業主	R7年12月31日以前	R7年分確定申告書	R7年分確定申告書と農地基本台帳
	R8年1月1日以降	開業届	開業届と農地基本台帳
法人	R7年12月31日以前	R7年分源泉徴収票	R7年分源泉徴収票と農地基本台帳
	R8年1月1日以降	法人設立届	法人設立届と農地基本台帳

※ 必要に応じて就労実態を確認する書類を追加依頼する場合あり

〈家族従業者について〉

家族従業者は、自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者に限ります。

★就労証明書に関する詳しい記載要領・記入例・添付書類については市ホームページ掲載の記載要領や「豊田市こども園のご案内」等をご覧ください。



問合せ先：豊田市役所保育課 〈直通〉0565-34-6809